

志賀原子力発電所2号機運転差止訴訟控訴審の 判決言い渡し期日の指定について

平成20年11月28日
北陸電力株式会社

志賀原子力発電所2号機運転差止訴訟控訴審の判決の言い渡し期日につきましては、名古屋高等裁判所金沢支部より、「平成21年3月18日(水)午前10時30分より」とするとの指定がありました。

当社は、裁判において、志賀原子力発電所2号機の安全性について、十分に主張・立証を尽くしてまいりました。裁判所にもご理解いただけたものと確信しております。

当社といたしましては、今後とも、志賀原子力発電所の安全・安定運転に全力で取り組んでまいります。

以 上